

約束手形に関する論点について

令和 2 年 9 月 1 4 日
事務局

1.手形等のサイトについて

1-1.手形通達における手形等のサイト短縮の経緯

- 昭和41年の手形通達では、当時振出されている手形のサイトを調査したうえで「繊維関係90日以内」、「その他の業種120日以内」と定められたが、更に短くしていく必要性があることが当時から議論されていた。
- 平成28年の通達改正時に、将来的に60日以内のサイトを目指すことを示し、種々の取組を実施してきた。

昭和41年3月
参議院商工委員会にて、
手形サイトについての
答弁・議論

- 機械関係については120日、繊維関係については90日を超えるサイトの手形を下請企業に振出さないように通達を出す旨の答弁や、通達に記載するサイトよりも更に短くしていくよう努める必要があるとの議論
 - 業種団体を通じて、百二十日をこえるサイトの手形を下請代金の支払いに充てないよう中小企業庁と連名の通達を出す予定でございまして、これに引き続きまして個別の業種、農業用機械、発動機等具体的に基準を示して指導していくつもりでございます。
 - 百二十日をこえないようにすることにいたしますと、以内ならいいということになりまして、いままでお話しのような三十日程度のものが延びるとたいへんなこととなりますので、百二十日以内においてできるだけすみやかに短期間にということとする予定でございます。
 - 原則としては、とにかく短縮させるためにそういう通達を出すわけでございますから、理由がないのにいままでのものがただ漫然と百二十日までいいということには絶対にいたさないつもりでございます。
 - (繊維関係の手形サイトについて) 当面の目標が九十日で、そして最終の目標は六十日以内、こういうことでございます。
 - (現在120日の手形サイトで行われている取引について、指導して90日、あるいは60日にもっていくことを努力はしなければならぬが、現状90日以内の手形サイトで行われている取引については、従来どおりのサイトを厳守する趣旨を明らかにすべきとの商工委員会委員からの指摘に対して) 御趣旨のように指導するつもりでございます。(全て公正取引委員会委員長答弁)

昭和41年3月
手形通達の発出

- 下請代金の支払のために振り出す手形等のサイトを原則として120日以内（繊維業は90日以内）とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努めることとした。

- 手形通達の改正、および下請振興法「振興基準」では、手形等のサイトに関して「将来的には60日以内とするよう努めること」と具体的に示し、段階的に手形等のサイトの短縮に努めるよう求めた。
- 「将来的に」の期間は改正時より「5～6年程度を想定」し、産業界に対する「自主行動計画」策定・フォローアップ調査の要請、Gメンヒアリングによる調査、パートナーシップ構築宣言の推進等、様々な取組みを進めている（詳細は次頁参照）。

<現在の手形通達>

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

1. 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
2. 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
3. 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

1-1.手形通達における手形等のサイト短縮の経緯

FAQ「下請代金の支払手段について」(抜粋)

(中小企業庁HP)

Q6：通達に「下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、・・・将来的には60日以内とするよう努めること。」とありますが、「60日」とする理由を教えてください。また、**「将来的に」とはどの程度の期間を想定しているのか教えてください。**

- 昭和41年の通達では、支払手形のサイトを繊維業「90日以内」、その他業種「120日以内」としながらも、「さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること」として、90日、120日からのさらなる短縮努力を求めているところです。
- また、下請振興法に基づく現行の振興基準では、「下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努め、例えば、手形期間が60日を超える場合には60日以内となるようにするなど、段階的に手形期間の短縮に努めるものとする。」として、「60日以内」を短縮目標の期間として設定しているところです。
- 実際、中小企業の受取手形のサイト短縮の意向に係る中小企業庁の調査(平成25年度「下請代金の受取等に関する調査」)によれば、サイトが長くなるほど短縮を望む中小企業の割合が高くなっており、「120日以内」では71.6%、「90日以内」では63.5%と半数以上の事業者が短縮を希望しているのに対して、「60日以内」では43.3%と過半になっています。
- これらの事から、**将来的な短縮の目安を60日以内と設定**したものです。
- 「将来的に」の期間については、現在のところ5～6年程度を想定しています。**

令和3年を目途

1-2.これまでの手形等のサイト短縮に向けた主な取り組み

平成28年手形通達「下請代金の支払手段について」・振興法「振興基準」改正以降における 下請代金の支払に係る手形等のサイト短縮に向けた主な取組

「自主行動計画」策定・フォローアップ調査の実施

- 平成29年より、業界に対し「自主行動計画」の策定・実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
- 調査結果を踏まえ、手形等のサイトの短縮を含め、取組の鈍い業界については、業界団体トップに対しさらなる改善努力を要請。
- 「自主行動計画」策定業種についても順次拡大を行う。
(業種21団体(平成29年3月末) → 16業種47団体(令和2年8月末時点))
- 現在43の団体において、手形等にて支払う場合は支払サイトを将来的に60日以内とする旨、明記あり
(令和2年8月末時点)。

下請Gメンヒアリング調査の実施

- 平成29年より、全国に下請Gメンを配置。平成30年以降、体制を強化(80名~120名)し、年間4,000件以上のヒアリング調査を実施。ナマ声から下請代金の支払に係る手形サイトを含めた現状、課題を把握。
 - 親事業者から、「2017年10月納品分より現金払いにする。2016年12月14日付けの通達に基づいた措置である」と書かれた通知書が来た。
 - ある完成車メーカーと直接取引する場合は現金で支払われているが、他の完成車メーカーとの取引では間に商社が入っている。商社の支払条件は120日サイトの手形か電債かファクタリング。

パートナーシップ構築宣言の公表

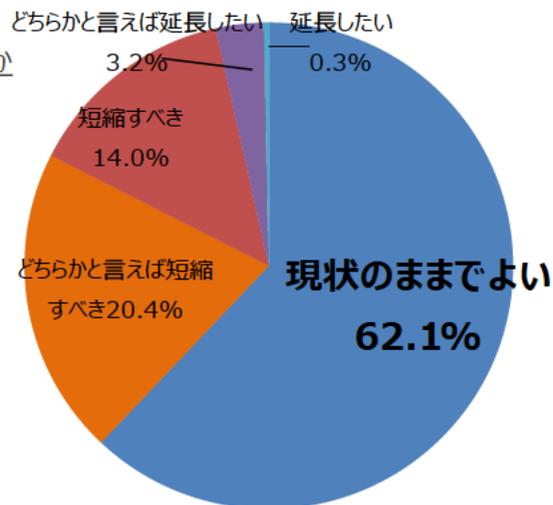
- 令和1年2月に「中間とりまとめ」が公表された「価値創造企業に関する賢人会議」、および令和2年6月に開催された「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を踏まえ、個社による取引適正化の取組を「見える化」すべく、「パートナーシップ構築宣言」とポータルサイトへの掲載・公表の仕組みを開始。
- 令和2年7月より公表を開始、令和2年9月3日時点において340社の登録があり、多くの企業において「現金払いとする」「手形支払いについては将来的に60日以内とする」と記載がある他、「手形で支払う場合のサイトは60日以内とする」と明記する企業や「手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等を見直します」とする企業も出てきている。

1-3.手形サイトの現状①

- 手形サイトの長さについて**支払側の6割は「現状のままでよい」、受取側の5割は「短縮すべき」と回答。**
- 支払サイトが現状のままでよいと考える理由のうち、**支払側の1割は「資金繰りが厳しい」と回答。**

支払側

図表16
買掛金の支払において、
手形サイトの変更が必要と考えるか

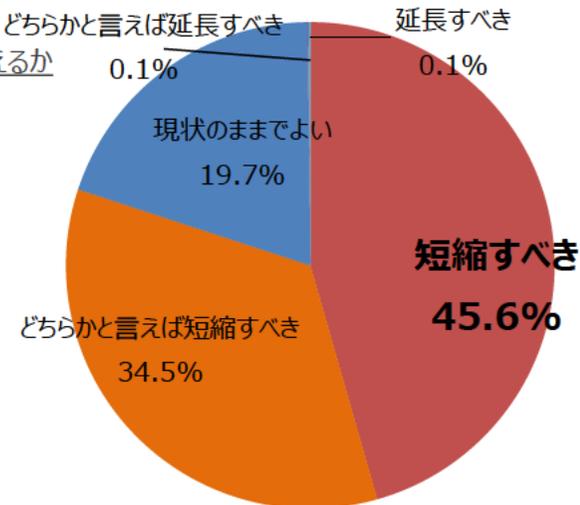


図表18
買掛金の支払において、
手形サイトが現状のままでよいと考える理由

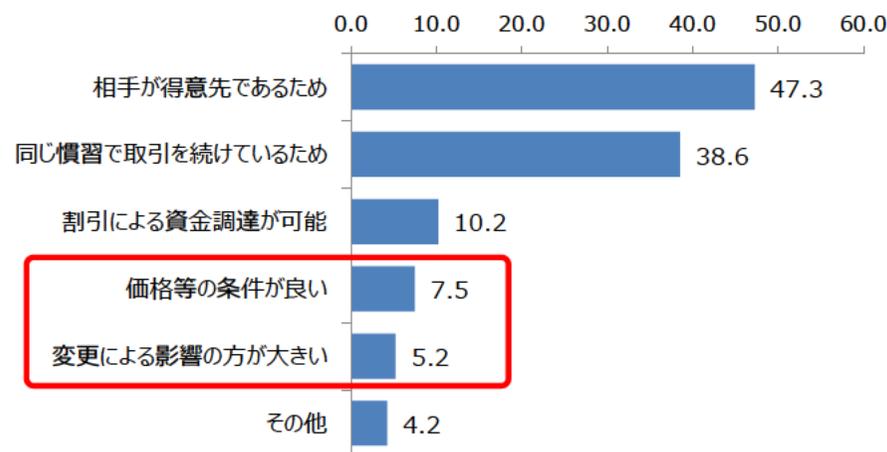


受取側

図表15
買掛金の支払において、
手形サイトの変更が必要と考えるか



図表17
売掛金の回収において、
手形サイトが現状のままでよいと考える理由



1-3.手形サイトの現状②

- 改正によりサイトが「原則60日以内」となった場合、支払側の資金繰りは悪化の懸念が生じる一方、受取側では資金繰りが改善される。
- 手形サイトは支払側と受取側の双方において、ほぼ全業種で「90日以内(60日超)」の割合が大宗を占めるが、小売は3割ほどと低い。

＜令和元年度 下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果＞

発注側	手形サイト					影響先 (資金繰り悪化)	受注側	手形サイト					影響先 (資金繰り改善)
	30日以内	60日以内	90日以内	120日以内	120日超			30日以内	60日以内	90日以内	120日以内	120日超	
自動車	0%	25%	75%	0%	0%	75%							
自動車部品	0%	22%	35%	43%	0%	78%	自動車部品	4%	24%	41%	30%	2%	73%
素形材	1%	6%	30%	59%	4%	93%	素形材	1%	8%	28%	58%	6%	92%
繊維	3%	17%	59%	14%	7%	80%	繊維	2%	14%	47%	25%	11%	83%
電機・情報	1%	10%	21%	68%	0%	89%	電機・情報	0%	4%	26%	70%	0%	96%
ソフトウェア	0%	0%	100%	0%	0%	100%	ソフトウェア	0%	50%	25%	25%	0%	50%
産業機械	0%	12%	12%	65%	12%	89%	産業機械	7%	13%	7%	53%	20%	80%
工作機械	0%	10%	29%	61%	0%	90%	工作機械	0%	0%	0%	100%	0%	100%
建設機械	0%	33%	17%	39%	11%	67%	建設機械	0%	13%	13%	38%	38%	89%
半導体製造装置	9%	9%	0%	82%	0%	82%	半導体製造装置	25%	0%	0%	75%	0%	75%
航空宇宙	0%	0%	20%	80%	0%	100%							
小売	11%	56%	28%	6%	0%	34%	小売	0%	67%	33%	0%	0%	33%
全体		18%				82%	全体		14%				86%

※設問 2 8 : 「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、
「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

1-4. 検討会での議論（サイトの短縮について）

<事務局からの論点提起（第2回検討会）>

- 受取側はサイトを短くすべきとの声が大半であるものの、サイトの長さを決定している支払側は現状維持の意向が大半であり、サイトの長さを短縮する動きは生じにくいのではないか
- 割引料が支払われていない現状と併せて考えると、サイトは受取側から支払側に対する無利子融資の期間と同等のものと考えられ、受取側の資金繰り負担を考慮すると、サイトは短くすべきではないか

<委員からの御意見、指摘事項>

支払サイトについて

- 支払サイトが120日あるいは90日に集中しているという慣行については、通達に記載されている以上、支払う側はそのサイトを許容されているととらえて、上限に張り付いている可能性があります。そのため、逆に通達を変えるだけでも60日にもっていくこともできるのではないかと思います。
- 通達の改正から4年経った現在、やはり60日、つまり遅くとも受領から4か月以内には現金化されるというのが下請法の精神に沿うものなのではないかと思えます。
- 手形サイトは短くすべきであると思えます。当時、異常に長期間なサイトが設定されていたのは取引先との力関係によるものだったのだと思いますが、今はそのような時代ではないのではないのでしょうか。

資金繰りへの影響について

- 大手企業であれば通達等を遵守し支払サイトを設定していますが、当社においては対応の必要性を感じつつも手を付けることは出来ていませんでした。これに対するドライビングという意味で、圧力をかけることは効果があるのだろうと思っています。ただし、資金繰りの問題が出てくるので、どのくらいのインパクトがあるかを検証しながら慎重に進めていく必要があると思っています。
- 先ほどから議論されている支払側の資金繰りの問題を考慮すると、十分な周知・検討期間を設けなければならないと思います。仮にハードローや通達改正によって強い効力をもって規制を行ったとしても、違反が当たり前になってしまうかえって悪影響となりかねません。とはいえ、方向性としては手形サイトを60日以内とするというのが適正な水準ではないかと思えます。

2.割引料の負担について

2-1. 割引料の負担状況

- 代金支払いにおける手形割引相当分の加味(上乘せ)については若干の改善が見られるが、依然として多くが加味されていない(受取人負担となっている)。業種別でも概ね同様の傾向。
- 割引料の負担については「取引慣行」「発注者・受注者の力関係によるところが大きい」との声が挙がっている。

＜手形割引料の下請代金への上乗せ状況＞
(自主行動計画フォローアップ調査)

	内訳	平成30年度	令和元年度
発注側	概ね勘案	43%	51%
	一部勘案	16%	12%
	勘案していない	41%	37%
受注側	概ね勘案	19%	23%
	一部勘案	18%	17%
	勘案していない	63%	60%

＜手形割引料の下請代金への上乗せ状況＞
(令和元年度取引条件改善状況調査)



※設問 2 7 : 「下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担することのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定しているか。」という設問に対して、「概ね勘案」「一部勘案」「勘案していない」の回答項目を設置。

＜約束手形に関するヒアリング調査＞ (平成25年度下請代金の受取等に関する調査事業報告書)

- ◆ 割引料は受取人の負担となっており、これは「取引慣行」や、発注者・受注者の力関係によるところが大きいのではないかと【金融関係者】
- ◆ 割引料負担は、長年の慣行や力関係で受取人負担となっている一方、受取側はコストとして割引料分を価格に転嫁していることもあると聞いている。【金融関係者】
- ◆ 約束手形払いを現金払いに変えて欲しいとお願いをしたら、利子分を値引きすると言われた事業者がいたと聞いている。【金融関係者】

2-2. 検討会での議論（割引料の負担について）

<事務局からの論点提起（第2回検討会）>

- 割引料は、どの業種においても受取人が負担している構造
- 割引料は、金銭が支払われるまでの期間に対する利息としての性格や、振出人の信用リスクに対するコストとしての性格を有していることに鑑みれば、期限の利益を享受する振出人が負担することが原則ではないか
- また、（一般的には信用の高い）発注者が負担することが社会的効率性の観点からも望ましいと考えられるが、どうか

<委員からの御意見、指摘事項>

割引料の負担について

- やはり割引料を負担するのは振出人が原則だと思っています。そのうえで取引を明朗会計にする必要があると思います。割引料を下請企業に負担させているということであれば、不当な経済上の利益提供要請という禁止行為に当たる可能性も出てきます。
- 割引料は手形を振り出した人が負担するというような通達があると、（取引先と）交渉をしやすくなります。
- サイトの長い手形のコストを上げ、サイトの短い手形のコストを下げること、そしてコストを下請側に転嫁しないよう法整備をすること、これらの2つを実行しないと物事は動かないように思います。

割引料の明示について

- 負担状況のヒアリング調査の結果では「（割引料が）加味されていない」という意見が多く、これが事実なのであれば大変な問題だと感じます。おっしゃる通り、明朗会計という形でどちらが負担するかを当事者間で話し合うことが必要と思いました。
- 割引料を明示することが出発点だろうと思います。中小企業を相手にする取引の場合は、下請法上、まったく自由にすると独立当事者間取引の幅を超えてしまう恐れがあります。どの部分が割引代金で、どの部分が売買代金かを明示してもらうことが重要であろうと思います。それらを明示したうえで中小企業側が負担するのであれば、その合理性が下請法上問われてくると思います。

3.本検討会での議論の方向性（まとめ）

- 以上の議論を踏まえ、以下の方向性で手形通達を見直すべきではないか

手形等のサイト について

- 昭和41年の手形通達制定時において、「繊維関係90日以内」、「その他の業種120日以内」と定められた手形サイトは、**更に短くしていくよう努める必要性があることが当時から議論されており**、平成28年の改正時においても、将来的（5～6年程度）に60日以内の手形等のサイトを目指すことが示されている。
- 今般、業種にかかわらず60日以内とするべき旨を記載してはどうか。

割引料について

- 割引料は、**振出人が負担することが望ましい取引の在り方である。**
- 下請代金の支払に手形等を使用するに際しては、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すべきである旨を記載することとしてはどうか。

経過措置について

- 一定の周知期間（例えば3年）を設けるとともに、施行にあたっては、振出人側の資金繰りに影響する経済状況などの取引の実態を勘案し、判断する旨を記載することとしてはどうか。

今後の検討スケジュール

論点：①手形払いの現金化、②支払サイト ③割引料

第1回 検討会 7月31日（月）
趣旨説明 現状整理 など

第2回 検討会 8月19日（金）
手形支払適正化の検討 など

第3回 検討会 9月14日（月） 
中間とりまとめ

論点：④IT化・新たな決済手段

第4回 検討会 10月
業種ごとの現状整理、IT化・新たな決済手段の検討 など

第5～6回 検討会 11月～
業種ごとの現状整理、IT化・新たな決済手段の検討 など

第7回 検討会 来年2月
とりまとめ など